

13 環境省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
130010	浄化槽法第7条及び第11条検査機関指定基準の緩和、浄化槽法第11条検査の保守点検への代用	浄化槽法第10条、第11条、第57条 環境省関係浄化槽法施行規則第6条、第55条	浄化槽管理者は、毎年一回、都道府県知事が指定する指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。 また、浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、浄化槽の保守点検をしなければならないとされている。	現行省令で規定されている浄化槽法第7条及び第11条検査の指定検査機関指定基準について、民法第34条の規定により設立された法人のみならず普通・特別を問わず地方公共団体についても指定可能とする。 また、浄化槽法第11条検査をもって1回分の保守点検に代用可能とする。	地方公共団体において、浄化槽法第11条に定める定期検査を実施することにより、当該行政区域内に設置された浄化槽の定期検査受検率を向上させ、公共用水域等の水質保全につながる。 また、浄化槽法第11条検査を1回分の保守点検に代用することにより、設置者の負担軽減及び当該検査の受検率を高め、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	本村を組織団体とする一部事務組合において、環境省関係浄化槽法施行規則第55条に定める指定検査機関の指定基準を満たすことが十分可能であるとともに同条第2項第1号に規定する公益法人と同様に「浄化槽法定検査ガイドライン」に基づく検査機能を有しているため、当該組合が法定検査を実施することにより浄化槽設置者の啓発や、よりきめの細かい指導、助言が可能となる。 また本村では、村内に設置されているすべての浄化槽について、本村を組織団体とする一部事務組合において保守点検を行っており、浄化槽法第11条に規定する定期検査は知事指定の検査機関により実施されている。しかしながら、当該第11条検査の検査項目が保守点検項目に酷似していること、あるいは行政が通常の保守点検を行っていることから第11条検査を拒否されるケースが増えていること、これが状況に鑑み、第11条検査を1回分の保守点検に代用すること、あわせて上記提案の地方公共団体が指定検査機関となり第11条検査及び保守点検を実施することが可能になれば、本村においては第11条検査の受検率が限りなく100%に近づき、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながる。	C		浄化槽法第11条に規定される設置後等の検査(第11条検査)は、都道府県に代わり公平中立な第三者である指定検査機関が浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行うものである。 本件は、保守点検を行っている提案者自身が第11条検査を行うことを要望するものであり、検査を公平中立に実施することができないおそれがある。 また、浄化槽の保守点検は、浄化槽管理者又は浄化槽管理者から委託を受けた保守点検業者等が、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業である。具体的には、浄化槽の単位装置や付属機器類の作動状況、放流水の水質等から、浄化槽へのばっ気量の調整、プロフ等の部品交換、薬剤の補充等を行うことにより、放流水の水質の更なる良化を図るとともに、異常や故障等への予防的措置を講ずる複合的作業であり、浄化槽の状態を把握するための第11条検査によって代替できる業務ではない。 以上により、本件の提案者が第11条検査を行うこと及び第11条検査を1回分の保守点検に代用することは適切ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1005010	山添村	環境省	
130020	下水汚泥燃料化物に対する廃棄物該当性の判断の規制緩和、又は再生利用認定制度の適用	廃棄物処理法第2条、第14条第1項及び第6項、第15条の4の2	リサイクルについても、廃棄物処理法の通り行う必要がある。	下水汚泥燃料化物(造粒乾燥物)の再生利用について、製造業に限定された輸送費の取扱いに関する廃棄物該当性の判断(引渡し側が輸送費を負担して経済的損失が生じている場合でも、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点で廃棄物に該当しないこと)を、燃料として利用することにより、再生利用認定制度の対象とする。	流域下水道の浄化センターで発生する下水汚泥の一部を燃料化(造粒乾燥方式)し、近隣の製紙工場において補助燃料として有償使用することにより、下水汚泥のバイオマス燃料としての再生利用を推進し、下水汚泥処理費用の削減や、循環型社会の形成推進、環境負荷の低減等を旨とする。	提案理由: 産業廃棄物の再生利用については、引渡し側が輸送費を負担して経済的損失が生じている場合でも、有償で譲り受ける者が占有者となった時点で廃棄物に該当しないものとされているが、その適用は製造業の原材料の一部として利用するものに限定されており、計画している事業においては、譲渡価格が輸送費を上回らない限り、燃料利用には廃棄物処理の許可が必要とされる。提案した措置により、企業としての社会的イメージや、廃棄物処理の許可取得の負担軽減など、燃料利用のインセンティブを高めることが可能となる。 代替措置: 今回の事業は、下水道事業者である県が行う下水汚泥の燃料化であり、県と燃料利用者間では利用に関する基本協定を締結するとともに、県による定期的な利用状況の確認等がなされることから、燃料化物がそんざいに扱われることはない。	C		廃棄物に該当するか否かについては、平成11年3月10日の最高裁判所判決にもあり、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して判断する。いわゆる総合判断説に則って判断することとされており、廃棄物に該当する場合は、その処理に際し廃棄物処理法上の許可の取得が必要となることである。 平成17年3月25日通知において生産設備における製品の原材料の一部とする場合のみ特例の対象としている趣旨は、再生製品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれなく、生産設備は日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであることから、製品の原材料の一部として利用されることが確立・継続し、製品に売却実績があり、製造業の生産設備を用いることによって生活環境の保全の確実な担保が可能である場合に限り、廃棄物の該当性の判断する際の取扱を明確化していることである。 加えて、熱回収については、国際的な動向として廃棄物処理の優先順位が確立しており、熱回収はマテリアルリサイクルと比して優先順位が低いものとなっており、さらに、循環基本法にもそうした旨の規定がなされているところであり、安易にこの順位を変更すべきでないとする。 なお、ご提案の内容については、必要な廃棄物処理法上の許可を県より取得して頂ければ実施可能なものと考えられる。	提案にある「再生利用認定制度」の対象とするものの可否について回答された。	1014020	宮城県	環境省	
130030	オオクチバスの飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止の緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第5条、第8条	1 オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)以下、「法」という。)に基づき、法施行時の平成17年6月から特定外来生物に指定されている。 2. 特定外来生物は、飼養等(飼養、保管、運搬)、譲渡し等(譲渡し若しくは譲受又は引渡し若しくは引取り)等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣(オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣)の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている(法第4条、第5条及び第8条)。 3. なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づき漁業権が設定されていた湖については、「第5種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかねば成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要となります。又、オオクチバスの譲渡(引受購入等)等も必要となる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地域に及ぼす経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものとなっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えています。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にはオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律は、生態系及び農林水産業に被害をもたらす侵略的な外来生物については、その輸入や飼養、運搬さらには放つこと等を全国一律に規制し、あわせて野外に定着した個体の防除を推進することによってその被害の防止を図ることを目的としている。 オオクチバスは、生態系、農林水産業に甚大な被害をもたらす典型的な生物として法施行時から特定外来生物に指定された生物であり、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは上記の本法の趣旨から認められない。 なお、指定時に既に漁業権が設定されていた4つの湖(河口湖、芦ノ湖、山中湖、西湖)については、既得の権利の保護及び漁業法に基づく義務の履行との整合を図る観点から一定の条件の下での飼養を認めているものであり、これを他の水域に新たに適用することは外来生物法の趣旨そのものに反する。	C		提案者の提案の趣旨は、外来生物法の趣旨を踏まえながら、右提案主体からの意見にもあるとおり、池原ダム湖のような閉鎖性の水域において、生態系や農林水産業への悪影響等がないと考えられる場合に限り、規制の緩和を検討してほしいものである。この点に留意しつつ、再度検討し回答されたい。	提案に対する回答によれば、オオクチバスの放流、保管、運搬、譲渡を行うことは法律の趣旨から認められないことである。しかし池原ダム湖は日本でも有数のバス釣場のメッカであり他府県からのバス釣客による経済効果も大きく、温泉施設など地元業者の将来の事業継続の大きな要因となっている。池原ダムは発電用揚水式ダムであり満水時であっても下流へ魚が流出することなく自然環境下というより閉鎖系の水域であり、ブラックバスの放流を行っても下流への拡散の影響はなく、御懸念される被害の悪影響を及ぼすことはないと考えられる。	1019010	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省	
130040	不法投棄された家電の家電リサイクル法の適用除外(市で分別リサイクルを行う)	家電リサイクル法第54条	市町村は、収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡すことができる。	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自に解体、分別リサイクルを行えるようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクルルートに乗せて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くはないが、そもそも法が違法行為である不法投棄された家電について想定したものであることも疑問があり、不法投棄された家電4品目に限り、法の適用除外とすることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクルを行いたい。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として発生している。そのリサイクル料金を市が負担することは、本来の排出者負担の原則からは許されることである。そこで、不法投棄された家電4品目については法の適用除外として、本来のリサイクルルートによらず、回収した市により独自のリサイクル処分を行ってみたいこととする。	D		市町村が回収した不法投棄された特定家庭用機器廃棄物については、製造業者等に引き渡すことが家電リサイクル法上義務付けられているものではなく、市町村において廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従い処理を行うことができることとされており、御提案の内容は現行の規定で対応可能である。 なお、市町村で処理を行う場合には、特に廃棄物処理法の廃棄物処理基準に基づき環境大臣が定める特定家庭用機器廃棄物の処理方法(「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成11年6月厚生省告示第148号))に十分留意願いたい。		1029160	多治見市	経済産業省 環境省	

13 環境省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
130050	アスベスト廃棄物無害化処理認定手続きにおける要件等の緩和	廃棄物処理法第9条の10、法第15条の4の4	無害化処理認定制度の認定に係る申請書には、当該処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。	廃棄物処理法改正での「高度技術による無害化処理」の認定について国が個々の施設の安全性及び高度技術による無害化処理を確認し要件を満たしている場合には無害化処理認定手続きにおける生活環境アセスの簡素化又は廃止。	沖縄県においては特別管理廃棄物である廃石綿(アスベスト)を取扱品目とする最終処分場がない。さらに廃石綿を中間処理するための溶融施設を有する業者もいないため、県外への海上輸送となり処理するまでの間における安全面などリスク・コスト面での問題がある。また沖縄県においては、民間・公共等の建築物の解体等に伴い発生する廃石綿のみならず、在日米軍基地の約70%を占める在沖米軍基地(再編問題も含む)からも大量に発生する。廃石綿処分場・処理施設のない沖縄県においては早急な課題であることから、この特例措置により「高度技術による無害化処理」を早急に実施したい。フロンによって廃石綿を同時無害化する技術は溶融施設ではなく化学反応分解を用いたものである。また種類は廃石綿のみであり破砕設備等無害化処理工程はすべて屋内である事から管理面・安全面においても集中しての迅速かつ安全な無害化処理事業が図れる。	無害化処理認定制度は、石綿含有廃棄物のように人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を、高度な技術によって無害化処理しようとする者を認定するものであり、対象となる廃棄物の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるという性状にがんがみ、また、それらの廃棄物の処理に高度な技術を用いるものであるということにがんがみ、無害化処理を行う施設は、周辺の生活環境への影響や安全性を慎重に判断することが求められる。また、同様の理由から、施設の周辺自治体や利害関係者の関心も非常に高く、認定に当たっては認定を受ける者に周辺地域の生活環境への影響の調査の実施を求め、それを含めて、地元関係者の意見を聴き、その結果を踏まえた審査を行うことが求められる。よって、生活環境アセスの手續の簡素化や廃止は不相当である。	C		右提案主体からの意見を踏まえ、少なくとも生活環境影響調査の調査方法の簡素化が図れないが、再度検討し回答されたい。	廃棄物処理法改正の概要・無害化認定制度の概要に記載されている「背景・(解説)」に鑑み「高度技術による無害化処理」という新たな処理ルートを早急に確保、実施し国民の不安をなくす事が緊急な課題である。現状においては環境省の危惧している不適正処理が発生している。無害化認定制度に関しては予め実証試験を実施する事になっており、その段階から周辺自治体や利害関係者に認知してもらう事により生活環境アセスの手續の簡素化や廃止は可能と考えます。また処理工程はすべて屋内であり新システムを国にオープンにし高度な技術による無害化処理の安全性・廃棄物処理の重大さを再認識してもらう事により廃棄物処理法改正の大きな意義がある。	1040010	沖縄県フロン回収処理事業協同組合、特定非営利活動法人 沖縄親交国際協議会、(株)ワイド沖縄	環境省	
130060	専らバイオマス系一般廃棄物を有効利用するために収集運搬する者に対する届出制の創設	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり、リサイクルを行う必要がある。	バイオマス系一般廃棄物(間伐材、廃食用油etc.)を専ら、発電等のエネルギー転換やBDF等の代替燃料に再生するために、NPOや地域活動団体がボランティアに継続的に収集運搬する場合にあっては、廃棄物処理法第7条に規定される市町村長の許可制度に替えて、より簡便な手續で市町村長が適正処理の観点からの可否を判断し、支障なき場合には登録によりバイオマス系一般廃棄物の収集運搬が可能となる届出制とする。	バイオマス資源の利活用を促進し、地球温暖化対策や循環型社会の構築を推進する。具体的には、間伐材や廃食用油等の一般廃棄物系バイオマス資源の利活用を促進するため、現行の一般廃棄物処理業許可制度に加え、「バイオマス資源有効利用収集運搬者届出制度」(仮称)の新設を求め、これにより、経済的・時間的コストを要する許可取得が不要となり、NPO法人や地域の活動団体(自治会等)などの幅広いセクターの参画が促進され、地球温暖化防止に資する資源循環物としてのバイオマスの有効利活用の環が広がること期待される。	廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬業は、適正な処理を確保するためその責を負う市町村長の許可制度下に置かれている。現在、NPO法人や地域の活動団体等のボランティア活動により、バイオマス系廃棄物を地球温暖化防止や循環型社会形成のため「有効利用しようとする活動の芽が思いつくがあるが、一定の経済性を確保しつつこれらの活動を行うとするボランティア活動団体も、市町村長の一般廃棄物処理業許可が必要とされており、多様なセクターによる幅広い収集運搬が進みにくい状況にある。そこで、市町村長の管理監督下で幅広いバイオマス系一般廃棄物の集積を促進させるため、専ら、バイオマス系一般廃棄物を有効利用するためにのみ収集運搬しようとする者については、許可制度に替えて届出制度の法制化を強く求める。	C		一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えるかどうかは、処理責任を有する市町村が、当該廃棄物の排出抑制・リサイクルを含めた適正処理による生活環境保全との関係や市町村の一般廃棄物処理計画に照らし適切かどうかという観点から決すべきものとして、市町村に委ねられているところであるから、バイオマス資源の利活用の推進という観点であっても、これを不要とすることは適当でない。また、市町村域を超えて広域的に扱われる一般廃棄物の収集運搬に関する業の許可手續に係る負担軽減は、まさに御提案主体自らの調整の下、関係市町村が収集運搬の委託を行い、許可に関する情報の共有による手續の迅速化を図り、又は市町村において再生利用指定制度を活用するなどにより、現行制度においても十分に可能であると考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、広域的なりリサイクルを効率的に推進する観点から手續きを簡素化できないか、再度検討し回答されたい。	バイオマスタウン構想の推進等賦存するバイオマスの利活用の機運が高まるなか、市町においても、NPO法人や地域活動団体等のバイオマス事業計画に理解を示し、積極的な支援を行いたい意向があるものの、一般廃棄物処理業許可について、廃棄物処理法上の許可要件の適合性や一般廃棄物処理計画の改定の説明理由等に苦慮しており、本意であるが対応できないとの声も寄せられている。本提案は、環境への負荷の低減を図れるバイオマス系一般廃棄物に限り、既存の許可制に加えて、市町の管理監督の下での新たな届出制度を創設することにより、市町の裁量でバイオマスの利活用の推進を図るものであり、実現に向けた再検討をお願いしたい。	1080030	兵庫県	環境省
130070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項第1号 同法施行規則第1条第11項	平成16年に、風力発電施設の新築等に係る許可基準を下記のとおり定めたとある。特別保護地区地区、第1種特別地域及び海中公園地区等の地域内で行われるものでないこと。風力発電施設が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。野生動物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。風力発電施設の色彩、形態が周囲の風致又は景観と著しく不調和でないこと。風力発電施設の撤去計画が定められており、撤去後の跡地整理がなされることとなっていること。風力発電施設に係る土地の形状変更規模が必要最小限であると認められること。支障木の伐採が僅少であること。	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	兵庫県下で風力発電の適地を求めると、そのかなりの部分が自然公園区域と重なる。本県の温室効果ガス排出量6%削減の目標を達成するためには、自然公園内における風力発電施設設置を認めていくことが不可欠である。また、風力発電に適した風の条件が得られる場所は、丘陵地や見通しの利く海岸が多いが、山の稜線を除くこれらの場所は、全体として風車の設置後においても周辺の風致・景観と調和することが多いと考えられる。このような周辺の風致景観と不調和でない場合は、風致景観に関する規制の基準適用を除外することにより、風力発電施設の設置を促進することができる。	C		優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。このため、風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために平成16年に風力発電施設の設置等に係る許可基準を定めたところ。周辺の風致・景観との調和は、基準項目のひとつであり、他の項目にも合致する必要がある。このため、本許可基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要があるため、提案は認められない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	温室効果ガス排出量の削減対策が進まない中で、風の条件のよい場所に風力発電施設を整備することは有効な対策のひとつであり、自然公園の中での風力発電施設の設置については、他の工造物と違って基本的に認める方向で特別扱いすべきである。また、風車は、他の工造物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特性をもつ。これらのことを勘案して、自然公園内における風力発電施設の設置については、公益上必要かつその場所以外では目的を達成できない場合と同様に、景観に関する基準適用の除外を求める。	1080040	兵庫県	環境省
130080	地域バイオマスの利用施設に関する特区	廃棄物処理法第7条第1項、第8条第1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり、リサイクルを行う必要がある。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに変換して利用しようとする場合、その集積が廃棄物収集事業者に限られる。燃焼施設の設置が制限される。立地が制限される、などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利活用を円滑に進める	地域バイオマスの利活用事業(バイオマスの変換利用事業)を実施する事業者に対して、次のような措置を講じる。廃バイオマスの有償収集の許可、当該施設の熟源として焼却施設を設置する場合、廃棄物処理施設としない。当該施設の農用地区域等への立地手続きを簡素化する	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者の算入が進み、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減など地球温暖化防止効果などが期待される。	C		廃棄物はぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、こうした可能性は再利用・再資源化が可能であることによって否定されるものでないため、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。したがって、一般廃棄物の処理を業として行う以上は、バイオマス資源の利活用の推進という観点であっても、市町村長の許可を不要とする取扱いを認めることは適当でない。また、御提案にある「燃焼施設」又は「焼却施設」についても、廃棄物処理法施行令第5条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する施設であれば、上記のような観点から、都道府県知事の許可の対象外とすることは適当でない。	本提案にもあるとおり、リサイクルを効率的に推進していく必要があると考え、貴省としてどのように考えているか明らかにされたい。		1109070	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省
130090	温泉揚水ポンプ(動力装置)の能力規制の見直し	温泉法第9条	温泉のゆわ出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請して許可を受けなければならないとされている(自治事務)(温泉法第9条)。都道府県知事は、地質の構造、泉脈の状態、温泉の開発状況等それぞれの地域の実情を踏まえ、適宜必要に応じて揚湯量の制限などの附款を附し、許可処分を行っているところである。	温泉を汲み上げる揚湯ポンプは、地盤沈下、温泉源を保護するために温泉法においてポンプ動力の容量を規制している。これを受け都道府県の条例などにおいて動力の分当り規制や口径の規制まで詳細設定となっているためこれを日量の揚湯規制に一本化する。	揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(張込時最大、補給時少量設定)し揚湯量の規制遵守をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)、衛生管理の向上と温泉成分の変化抑制を実現する。	温泉法に定められている温泉の採取制限が都道府県知事の許可となってあり過大な規制となっている。分当りの揚湯規制により浴槽への直接給湯に長時間を要するため貯湯槽を設置しなければならない問題がある。その結果、公衆浴場法における規制の対象となり昇温・保温によるエネルギーの浪費、減菌による温泉成分の変化、衛生管理項目の増加などの問題が発生している。温泉施設の利用状況において毎分、毎時、同量の湯水を前提とした動力規制から日量規制(一日の湯水量は同量であるが時間毎は一定でない)により貯湯槽を必要とせず浴槽に直接給湯できるためインバーによる昇温エネルギーを削減でき且、衛生面の向上も図れる。	E		本提案に係る動力の装置の許可事務は、都道府県知事の権限(自治事務)であるため、回答することはできない。	貴省回答では都道府県知事の権限とあるが、提案内容にある「日量規制」による採取制限を設けることは可能か回答されたい。また、都道府県知事が採取制限を設けるにあたり、「温泉行政の諸課題に関する懇談会」にも示されているとおり貴省が一定の考え方を示す必要があると考えますが、右提案主体の意見も踏まえ、併せて回答されたい。	環境省権限でなく都道府県知事の権限であるためにエネルギーを浪費し地球温暖化防止の観点に逆行しており、安全衛生も低下しているのが現状であるため温泉法を改正すべきである。	1109210	株式会社トリリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	環境省

13 環境省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
130100	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	廃棄物処理法第9条の8及び第15条の4の2	リサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり行う必要がある。	廃棄物処理法で規定されている、「再生利用」に係る環境省の追加処置。 排出と同時に処理するため「再生利用」のなかの腐敗が発生しない。	酒造会社にプラントを設置することで、排液は腐敗することなく、アルコール分は工業用エタノールとなり、排液中の有機物は固形燃料化することが出来る。	数多くの小規模な酒造会社に処理プラントを設置するには、「廃掃法」上の有資格者が必要であり人材確保が困難である。 処理水の汚濁防止条例の基準数値内に関係なく、漁業者及び水利権者の同意が必要であり、その取得が困難で断念した経緯がある。	C		本提案の趣旨が明確でなく、具体的な中身が不明ではあるが、仮に再生利用認定制度についての御提案であれば、法令上にもあるとおり、再生利用を行うにあたり十分な生活環境の保全が担保されている必要があり、人材確保の困難な状況でそのような再生利用が成し遂げることが可能だとはいえられない。なお、漁業者及び水利権者の同意等については、廃棄物処理法上一切関与しない事項である。	提案内容は、焼酎廃液からエタノールと固形燃料(有機物)を抽出する事業を行うにあたり、焼酎廃液を再生利用認定制度の対象廃棄物に追加することを求めるものであるが、追加の可否について回答されたい。	1111020	株式会社 環境基礎研究所	環境省	
130110	新エネルギー等利用(ソーラー特区)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第3条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。電気事業は、地域に関わらず行うことができるため、どの地域で新エネルギーで発電した電気を利用しても構わない。	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山市地域の電気事業者の新エネルギー等利用目標量を引き上げること、環境にやさしい自然と共生するまちを目指す。 具体的には、松山市地域の電気事業者については、松山市地域からの太陽光発電相当量を、現行法で課せられた新エネルギー等利用目標量(2010年)に上乘せすることで引き上げる。 それにより、太陽光発電余剰電力の買取りの長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電に恵まれた地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。 この事業を円滑に推進するためには、電気事業者が太陽光発電余剰電力を積極的に長期にわたって購入することが必要である。 しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量については、バンキングにより現在大幅に超過達成されている。また、電気事業者によっては、今後も利用目標量が超過できる見通しのなかで、新エネルギーの種類によっては買取制限することも考えられる。これに対し、利用目標量の引き上げ(枠拡大)によって、太陽光余剰電力の買取りの長期保障を促すものである。	C		電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効率的に新エネルギーを導入するためにその発電に係る追加的なコストを分担し、最終的には電気の消費者に広くそのコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要地と供給地は、市の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って義務量を定めることは困難。 また、仮に一部の地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれるものとなり、不公平。このため、当該提案は特区制度になじむものではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1067020	松山市	経済産業省 環境省	